

ケアマネジャーの皆様

高齢者日常生活用具給付事業について (電磁調理器・自動消火器)

【制度の概要】

市内に居住するひとり暮らしもしくは寝たきりの高齢者に、日常生活用具(電磁調理器・自動消火器)を現物給付し、当該高齢者もしくはその高齢者を介護する家族を支援する制度です。下記の条件を満たし、支給を希望する方が支給対象となります。

＜支給対象者＞ 次の条件(1)～(3)を満たす方

(1)伊丹市に居住している65歳以上で、支援が必要なひとり暮らしもしくは寝たきり高齢者

(2)生活保護受給世帯もしくは所得税非課税世帯の方

○所得税非課税世帯の方は、非課税を確認できる書類(年金振込通知書のコピー等)が必要です。

(3)品目ごとに次項の給付条件を満たすこと

【品目ごとの給付条件】

品 目	給 付 条 件
電磁調理器	認知症等による心身機能の低下に伴い、安全への配慮が必要なひとり暮らしの高齢者
自動消火器	心身機能の低下に伴い、安全への配慮が必要なひとり暮らしもしくは寝たきりの高齢者

費用の自己負担はありません(市が全額助成します)。

※自動消火器は壁に穴を開けて設置します。

アパート等の借家にお住まいの方は、用具の設置について賃貸人の承諾を得てください。

【ケアマネジャーにご協力していただくこと】

①ご担当の方から、この事業の利用希望があった際、利用希望される方(以下、利用者)に申請書を記入していただくとともに、所得税非課税世帯の利用者は非課税を確認できる書類(年金振込通知書等)のコピーを利用者からもらってください。

②ケアマネジャーにて意見書を作成していただき、①の書類とともに利用者の住所地を管轄する地域包括支援センターへご提出ください。

給付が決定しましたら、業者が設置の日程調整を取らせていただいた上で設置に伺います。そのため、申請書に設置の日程調整先をご記入いただきますよう、よろしくお願いします。